



Title	アジア型まちづくりの仕組みと継承に関する国際比較研究(2. シンガポールの都市形成におけるマスタープラン・パブリックハウジングの役割と成立条件)
Author(s)	池田, 孝之; 松本, 京子; 崎山, 正美; 平良, 博紀
Citation	
Issue Date	1990-03
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/11987">http://hdl.handle.net/20.500.12000/11987</a>
Rights	

## 2. シンガポールの都市形成における マスタープラン・パブリック ハウジングの役割と成立条件

### 1. はじめに

本研究は従来の都市計画に欠けていた東南アジア都市より学ぶ視点を持ち、わが国の都市計画課題である都市全体計画および都市計画と住宅の整合性に関連して研究を行うものである。このためシンガポール都市を対象に、1)シンガポール都市形成し、2)、3)マスタープラン、Public Housingに関する計画内容と都市形成へ与える効果を明らかにし、4)以上からマスタープランとPublic Housingを中心とした都市全体の整備・誘導に関する成立条件について考究した。研究の方法として東南アジア諸国に関する資料が比較的そろっている施設においてシンガポール、都市計画、開発、住宅等をキーワードに文献収集を行い、本研究のテーマに沿って分析を行った。

### 2. 都市形成史

1819年イギリス植民都市化により都市化が始まる。このころセントラルエリアの原形が形成された。後、移民が続くスラム・スクオッター地区が形成され土地の細分割が続く混雑した非衛生的な都市となっていく。このため住宅不足を扱う部局<sup>1)</sup>と同時に都市全体計画を誘導する部局<sup>3)</sup>が設立され、Public Housingとマスタープランの導入により都市形成の誘導に重要な役割を果たす。都市成長はセントラルエリアを中心とした一点集中型である。(図-1)

### 3. マスタープランの内容と都市形成への効果

(1)マスタープランの性格は、①Planning Act<sup>4)</sup>に基づく法定プランであり、②物的開発全てに責任を負うPlanning Departmentが担当し、③マスタープラン委員会で検討され、④法的に5年ごとに見直される。計画は、①コンセプトプランにより誘導され(図-3)、②3つのエリア<sup>5)</sup>(図-2)、人口をベースとし、③ゾーニング、④居住密度を重視し(表-1)、⑤住居地区と工業地区を中心とした修正がなされる。

(2)マスタープランが都市形成へ与える効果として、①都市成長の誘導、②人口再配分の誘導、③ゾーニングによる誘導、④整備・開発目標の明確化、⑤民間開発の誘導がいえる。

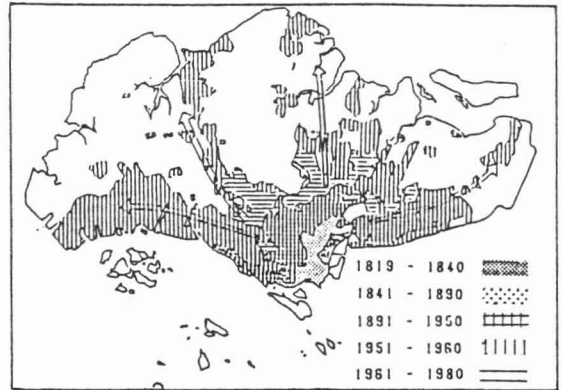


図-1 シンガポール都市成長



図-2 プランニングエリア

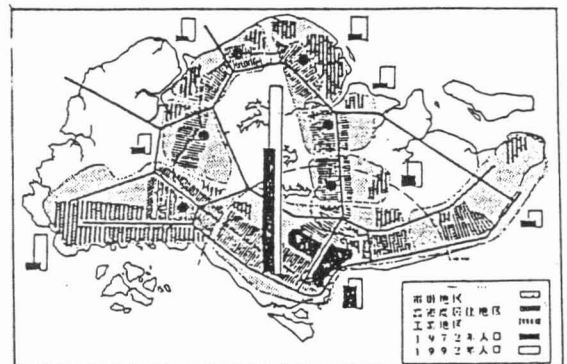


図-3 コンセプトプラン

#### 4. Public Housingの内容と都市形成への効果

(1) Public Housingの性格は、①Housing and Development ActによりHousing and Development Boardが設立され、②HDBはPublic Housingに関する全面的な責任を負うものである。③ローインカムハウジングであり近隣住区を中心としたアメニティー重視型のため④政府から財政的なバックアップが大きい。計画は、①1960年より5か年計画で住宅プログラムがスタートし、②1985年までに全人口の80%を吸収した。③基本的にはニュータウン<sup>7)</sup>より進められる大型化したもので有り、④ニュータウンはマスタープランにおける高密度居住地区へ設定され(図-4)、⑤ひとつのデストリクトとして扱われる。また、⑥職住セットであり⑦あふれ人口の吸収を行うものである。

(2) Public Housingが都市形成へ与える効果としては、①あふれ出し人口(overspill)の都市整備、②人口再配分への直接的な効果、③都市郊外でのニュータウン立地による周辺集落を含む島全体の開発、④中低所得者層一官、高所得者層一民と言った機能分担が出来る。5.まとめ

以上の事よりマスタープランは都市全体の開発、計画を担当しておりPublic Housingはマスタープランが機能する上で重要な人口吸収を担当しており、またPublic Housingはマスタープランにより規定される。ここに、都市計画と住宅の整合性が明らかである。

マスタープランが成立し機能するための条件として、1)全ての物的計画を統合する法的なうらづけの設定、2)マスタープラン作成のための組織の設立、3)関連各機関の人事から成る委員会により調整が密である、4)都市成長へ合わせた計画上の工夫①人口、住宅、工業中心②コンセプトプランの設定③都市成長に合わせたゾーニング④5年ごとの見直し、がある。

Public Housingが成立し機能するための条件は、1)設立法によるひとつにまとまった供給組織の設立、2)政府の住宅最優先による財政的なバックアップ、3)職の機会が準備されていること、がある。

本研究において都市計画と住宅の整合性を問う上でマスタープランとPublic Housingの重要性が明らかとなり都市全体計画のあり方を示すものとなった。

今後は実証的な裏付けは基より、他の東南アジア都市やそのバックとなる欧米近代都市との比較、及び日本との比較分析が必要である。

なお、資料を提供して下さいました関係者各位に対して深く感謝の意を表します。

表-1 居住密度の設定

No.	アーバン アラニング デストリクト 名	1978年		1985年	
		人口 (人)	人口 (人)	平均居住密度 (人/ha)	吸収居住戸数 (人/ha)
1	Tiong Bahru	24,100	187,100	421	495
4	Tanjong Pagar	238,700	219,800	370	495
5	Queenstown	142,500	128,400	310	495
7	Marine	10,300	9,500	65	185
14	Aljunied	118,500	108,900	150	370
15	Coventry	241,100	239,000	165	245
NI		13,400	13,800	1,485	1,485
IC		3,500	3,100	765	980

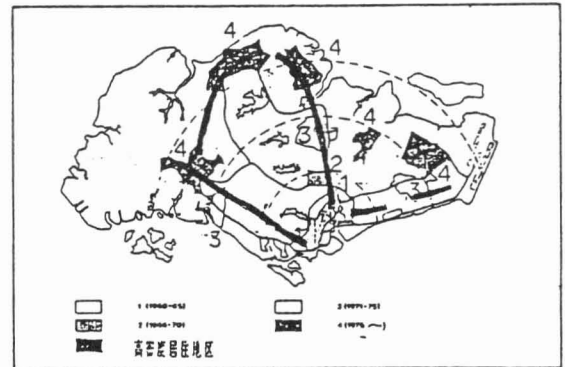


図-4 ニュータウン建設時期

(注)

- 1) 国立国会図書館、アジア経済研究所、国連地域開発センター、京大東南アジア研究センター、東大総合図書館、環大図書館
  - 2) Ministry of National Development, Housing and Development Board, 1960年
  - 3) 同、Planning Department, 1960年
  - 4) 1959年、Planning Ordinance制定、1970年Planning Actとして改正
  - 5) エリアごと細分割されたデストリクトを持ち計画単位となる。
  - 6) 政府は住宅問題を「全てに優先するもの」と見ておりHDBの赤字分には全額補助金が出る
  - 7) 1970年より登場した
- 参考文献
1. Planning Dept., Singapore, "Master Plan Fourth Review" 1980
  2. Planning Dept., Singapore, "Written Statement To Accompany Revised Master Plan" 1980
  3. Planning Dept., Singapore, Annual Report 1967-1974
  4. Planning Dept., Singapore, "Planning Act Edition of 1970"
  5. Yeh Stephen H.K., "Public Housing in Singapore" 1975